

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名		神奈川県男女共同参画推進条例			
条 例 番 号		平成14年神奈川県条例第8号	法 規 集	第4編第1章第5節	
所 管 室 課		福祉子どもみらい局共生推進本部室			
条 例 の 概 要		男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的として定められており、家庭、職場、地域など生活の様々な場面で、誰もが性別にかかわらず、共に生き、個性と力を発揮できる社会の実現に向けた県の取組が求められている中で、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、性別による権利侵害行為を禁止することにより、配偶者等による暴力の未然防止や被害者支援の施策等の効果的な実施につなげるとともに、セクシャル・ハラスメントを禁止し、事業者に対して必要な配慮を求めるなど、本条例の目的である「男女共同参画社会の形成の促進」に効果を発揮している。 また、本条例に基づき県内事業者の届出制度を実施することにより、企業における男女共同参画の推進に効果を発揮している。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める「男女共同参画を推進する理念」及び「県の責務」は、県の男女共同参画推進施策の基本的規定となっており、条例の目的である「男女共同参画社会の形成の促進」に効率的に機能している。 また、本条例で規定する主な施策については、条例に根拠を置かなければ実施することができない施策や、条例に根拠を置くことにより一層の推進を図る事ができる施策を規定しているものであり、条例の目的実現に効率的に機能している。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	条例の目的である「男女共同参画社会の形成の促進」は、「すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会」をめざす「新かながわグランドデザイン」の政策の基本方向に適合している。 「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」や「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」に位置付けられた施策については、本条例の理念や県の責務を踏まえ実施しているものであり、条例と現行施策は適合している。 なお、新かながわグランドデザインを踏まえ、言葉の定義等を一部修正し、条例の内容や県の姿勢を明確化する。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	男女共同参画社会基本法の基本理念及び同法第9条の規定（地方公共団体の責務）に基づき策定した条例であり、憲法及び法令に抵触するものではない。			
	その他				
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。		理 由 等 条例の運用上の課題は見受けられないが、条例の内容や県の姿勢が一層明確となるような改正を検討する必要があるため。		
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				